

江南市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、江南市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の推進状況に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見又は熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年1月17日から施行する。
- 2 江南市行政改革懇談会設置要綱（昭和60年告示第31号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。